

石岡市告示第392号

一般競争入札（事後審査型）（以下「入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年5月19日

茨城県石岡市長職務代理者

石岡市市長公室長 神谷 一 美

1 入札に付する事項	
件名	令和8年度 生活習慣病受診勧奨及び糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託
履行場所	石岡市 石岡一丁目1番地1 地内
業務概要	「積算資料」のとおり ※入札情報サービス（PPI）より閲覧すること。
契約期間	契約日の翌日から令和9年3月19日まで
履行期間	上記「契約期間」と同じ
予定価格	金5,646,325円（消費税及び地方消費税を含まない）
最低制限価格	設定する。 最低制限基本価格 金4,234,744円（消費税及び地方消費税を含まない） （上記基本価格にランダム係数を乗じて最低制限価格を算出） （石岡市ホームページ内「石岡市役務業務最低制限価格決定等に係る事務処理要綱（令和4年石岡市告示第86号）」参照）
入札保証金	一般競争入札公告共通編（物品納入・役務の提供等）【事後審査型】（令和7年石岡市告示第881号）（以下、「共通編」という。）による。（11参照）
契約保証金	共通編による。（11参照）
発注担当課	生活環境部 保険年金課

2 競争入札参加資格	
本入札における競争入札参加資格は、開札後に行う審査の時点において次の要件を全て備えている者とする。	
有資格者名簿	令和8・9年度石岡市物品納入・役務の提供等入札参加資格審査申請の有資格者名簿に登載されていること。
所在地要件	設定しない。
競争入札参加資格(1)	共通編による。（1参照）

競争入札参加資格(2)	石岡市, 国(公社, 公団を含む。)又は他の地方公共団体が発注した保健指導に関する業務を, 令和3年4月1日以降に元請として完了させた実績を有すること。
同時落札制限	なし

3 設計図書等の閲覧	
(1) 閲覧期間	公告日から令和8年6月3日(水)午後5時まで
(2) 閲覧方法	入札情報サービス(PP1)よりダウンロードすること。

4 質疑及び回答	
(1) 質疑受付期間	公告日から令和8年5月25日(月)午後5時まで
(2) 質疑方法	共通編による。(3参照)
(3) 質疑提出先	生活環境部 保険年金課 電子メール nenkin@city.ishioka.lg.jp ファクシミリ番号 0299-23-9817 電話番号 0299-23-1111
(4) 回答期間及び回答方法	令和8年5月26日(火)までに, 質疑者に回答するとともに, 石岡市ホームページに掲載する。

5 入札参加申請 本入札に参加するものは, 次の方法により参加申請をしなければならない。	
(1) 申請方法	共通編による。(4参照)
(2) 申請期間	令和8年5月20日(水)午前9時から 令和8年5月27日(水)正午まで 開庁日のみ(土・日・祝日を除く) (平日の開庁時間: 午前8時30分~午後5時15分)
(3) 入札参加申請時の添付書類	共通編による。(4参照)

6 入札方法等	
(1) 入札方法	共通編による。(5参照)
(2) 入札書の受付期間	令和8年5月28日(木)正午から 令和8年6月2日(火)午後5時まで 開庁日のみ(土・日・祝日を除く) (平日の開庁時間: 午前8時30分~午後5時15分)
(3) 紙入札の書類提出先	共通編による。(5参照)
(4) 入札書の受付期間終了までに	共通編による。(5参照)

提出する書類	
(5) その他	共通編による。(5参照)

7 入札（開札）	
(1) 入札（開札） 日時	令和8年6月4日（木）午前9時45分
(2) 入札（開札） 場所	石岡市役所 本庁舎 2階 201会議室 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1
(3) 入札（開札） の立会い	共通編による。(6参照) 申請書の提出期限：令和8年6月3日（水）午後3時まで
(4) 入札結果の 公表	共通編による。(6参照)

8 落札候補者の決定方法	
共通編による。(7参照)	

9 落札候補者の事後審査	
(1) 提出期間	共通編による。(8参照)
(2) 提出書類	ア 一般競争入札参加申請書（※押印は不要です。） イ 一般競争入札参加申請資料 ウ 2 競争入札参加資格 競争入札参加資格(2)が確認できる書類（契約書の写しなど）
(3) 提出方法	共通編による。(8参照)
(4) 事後審査方法	提出された9(2)提出書類により審査する。

10 落札者の決定方法（事後審査型入札）	
共通編による。(9参照)	

11 入札の無効	
共通編による。(12参照)	

12 その他	
(1) 入札に参加するために必要な資格等については、本入札公告に定めるもののほか、共通編によるものとする。	
(2) 契約にあたっては、契約書の作成を要する。	